

会 議 録

会 議 名	第 20 回米原市男女共同参画審議会
開 催 日 時	令和 5 年 2 月 7 日 (火) 午前 10 時 00 分～10 時 50 分
開 催 場 所	米原市役所 本庁舎 4 階 会議室 4 A
出席者および欠席者	出席者：小沢修司委員(会長)、塚田多佳子委員 (副会長)、北村きの委員、膽吹満利子委員、笈ひとみ委員、堤辰也委員、渡部優委員、時田智史委員、西村正子委員、中村真理委員 米原市：宮川総務部長、吉田人権政策課長、澤課長補佐、松島主幹、橋本主任 市男女共同参画センター：鏝田所長
議 題	【審議事項】 ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (案) のパブリックコメント実施結果について ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引きのまとめについて
資 料	当日配布資料 ・次第および座席表 ・男女共同参画審議会委員名簿 ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (案) ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (案) の考え方 事前配布資料 ・資料 1：米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (案) のパブリックコメント実施結果について ・資料 2：米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引きのまとめについて
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	○パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (案) を最終承認する。 ○米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度ご利用の手引きは、事務局一任とし、令和 5 年 4 月導入に向けて進めるとともに制度の周知を図ることとする。
審 議 経 過	各議題について事務局から説明を行った後、各委員から意見等をいただいた。主な意見は別記のとおりである。
会議の公開・非公開の別	■公開 傍聴者：なし
会議録の開示・非開示の別	■開示 □一部開示 (根拠法令等：) □非 開 示 (根拠法令等：)
全部記録の有無	会議の全部記録 ■有 □無 録音テープ記録 □有 ■無
担 当 課	総務部 人権政策課 (内線 4263)

【第 20 回審議会概要（主な意見等）】

（1）米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）のパブリックコメント実施結果について

資料1「米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）のパブリックコメント実施結果について」に関して事務局から説明を行った後、各委員から御意見をいただいた。

（詳細説明略）

会長

対応が少し冷たいと思われるかもしれないが、この制度は法的な効力は発生しない中で全国的にも取扱っている。法的な効力が無いためにできることとできないことの限界がある。市民の方から様々な意見が出てきていることについて法の改正は国で行われることになるが、しっかり市民の意見を情報提供し、改正などが進められるよう市としても努めていくということが説明されていると思う。限界がある中でできることだと思うがいかがか。

委員

国民健康保険の平等割の制度がよく分かっていないが、同一世帯なら平等割が適用されるのは、制度の有無に関係なくということか。それは、住民票上同一世帯でなくてもいいのか、だめなのか。

事務局

住民票の住所が同じであれば適用される。婚姻関係があったとしても住民票の住所が別であれば、均等割りはそれぞれ別々にかかってくることになる。

会長

このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用の有無に関わらず、同一世帯かそうでないかということによって適用されるかされないかが決まるということ。したがって、この制度を宣誓するかしないかに関わるサービスということではないため、そこは外して理解してほしいという趣旨である。

委員

平等割の件だが、宣誓のサービス内容に平等割適用の記載がないことを言っておられる。一緒に住んでいると平等割が適用されることを知らない方が多いと思う。記載する必要が無いと市は言っておられるが、知らない人に見ればそのような制度があることを知りたいと思うが、この平等割は元からあって制度の活用には関係ないため、これで良いということなのか。

会長

この宣誓制度と関わりなくこれまである制度なのでという理解。そのため、この宣誓制度に関わる説明からは外している。

利用の手引きの8ページで、受領証等の効力および活用で説明があるが、具体例に医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、航空会社の家族で共有できるマイルの適用等、具体例が書いているが、法的な効力がないが、今後、受けられるサービスの拡大に向けて周知啓発に取り組むと書かれている。もう少し丁寧な対応をすれば、他の自治体でやっている所もあると思うが手引きやホームページなどでこういうサービスも受けられるということを掲載するのはありかなと思う。

この制度を始めるに当たって虹色ダイバーシティ等で色々と情報を集められているが、利用できるサービスは自治体によっても違う。サービスを受けられる方は御自身で調べられるかもしれないが、このようなサービスが適用されるといったことを自治体のホームページに載せている所もあり、受けられるサービスの拡大に向けて啓発に取り組んだ結果、こういうサービスが受けられるようになったと市が知らせていくこともあっても良いかと思う。知らせていくことで「こういうサービスも受けたいな」と声が上がってくると思う。そのような声が上がったことを市としてもしっかりと受け止めて、法的に効力がないためできないものはできないが、市民の意見があることについては、国や県に意見を情報提供し、市民や事業所に更に働きかけをしていくことができるのではないかと思う。

他に御意見はないか。

それでは、このパブリックコメントの結果については了承する。

続いて、「手引き」について事務局から説明を求める。

(2) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引きのまとめについて

資料2「米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引きのまとめについて」に関して事務局から説明を行った後、各委員から御意見をいただいた。

(詳細説明略)

会長

手引きについて何か御意見はあるか。

委員

会長が言われた効力の件で、今できることは書いておいた方が良いと思う。他の市でも書いておられる所もある。それ以外に、こういうことができないかと当事者の方から申し出もあるので、市と関係機関の協議によってできるものやできないものが出てくると思う。

利用の手引の中だが、宣誓に来られたら、受領証の交付までの日数はどれくらいか。

事務局

確認等させていただく関係で1週間程度と記載している。

手引きの 5 ページ、交付する書類のところで掲載している。

委員

受領証の発行には手数料はかかるのか。

事務局

受領証と受領証カードの発行には、手数料はかからない。ただし、住民票などを取っていただくための窓口等での手数料がかかる。

委員

それは、どこかに書かれているのか。

会長

10 ページの Q&A に費用はかかりませんと書かれている。ただし、住民票等の必要な書類の交付は手数料がかかると掲載されている。

委員

Q&A にいくまで出てこないから、できたら前の方で書いている方が丁寧な気がする。

会長

関心のある方は、よくある質問で確認されるので、Q&A で書かれているのでいいのかなと思う。

事務局

この制度は、法律は関係ないが、ファミリーシップの宣誓を解消し、その後すぐまた違う人と宣誓することは可能なのか。悪用されることはないと思うが生命保険の受取りの権利などがあると思うので、そういう細かいルールは載せなくてよいか。

事務局

一旦宣誓されて解消された場合は受領証等を返却するのが前提になっており、新たに宣誓される方がおられる場合には確認し新たに宣誓をしていただく。

会長

すぐできるかどうかは書いていないが、趣旨からいくとできないとは書いていないので、できると理解している。拒否する理由がない。できないと書いていない以上、市は対応すれば良いと思う。

彦根市はこの制度を実施されていて、前に 2 組の方が宣誓されていると紹介があったが、受け止めなど何か彦根市に聞いているか。

事務局

現在、彦根市では4組が宣誓されている。当事者の方たちは、どちらかと言えばサービスよりも根本のところは公の市が多様性を認め、自分たちを認めてくれたことが一番心の支えとなり嬉しいことだと言われていたと聞いている。

会長

先ほど、受けられるサービスをもう少し細かく書いても良いのかとあったが、手引きで書くと結構長くなるため、詳しくホームページで市民に情報提供していくということであれば、主な物を例示することで、現状の手引きには掲載しているのでそれでいいのかなと思う。手引きの全体を見ながら事務局で判断していただければ良いと思う。

ホームページで、利用出来るサービスを列挙したりした方が丁寧で良いかと思う。

委員

先進的な取組みだと思うので、細かなことを決めるのも大事だが、取り敢えず表にどんどん周知し、問題が出てきたら対応して進めていくのが良いと思う。

周知には、紙媒体よりもウェブなどを利用していただきたいのが個人的な要望。

会長

若い人に情報が届くには紙媒体も大事だがウェブの活用の方が、より情報が届きやすいという意味か。

委員

そう思う。紙物を、全部目を通すのは苦痛に感じる若い方が増えているので、SNSを個人的に利用しているが、文章が短くて分かりやすいものほど若い人に普及している現状がある。

分かりやすいのが重要と感じており、公のものは分かりにくいと感じているので、気を付けていただけたらと思う。

会長

工夫されると良いと思う。市はウェブを使って情報提供はされているのか。

ホームページはあるが、SNS ツイッターなどで情報提供することはあるのか。

事務局

メールマガジンやフェイスブックもある。その他、防災アプリを通じた広報なども流したりしている。

会長

情報がしっかり届けられるような工夫をしてほしい。

他に何か意見はあるか。

今年度は、特にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いということで議論いただい

た。4月から運用開始になるが、今後の説明を事務局からしていただき、特に意見がないので審議は以上とする。

《終了》